

超過勤務の上限超えの状況（令和6年度）

- ✓ 本府省の他律部署で「1月100時間未満」の上限を超えた職員は4,792人。いずれかの上限を超えた職員は10,747人
- ✓ 他律部署の上限超えの主な要因のうち最も多いのは「⑥国会対応業務」

<上限別の人数（他律部署）>

上限(他律部署)	全体	本府省	本府省以外
1月100時間未満	5,121人	4,792人	329人
2～6月平均80時間以下	7,118人	6,626人	492人
年720時間以下	4,876人	4,566人	310人
月45時間超は年6回まで	9,300人	8,347人	953人
いずれかの上限を超えた職員	11,925人	10,747人	1,178人

<主な要因別の人数（他律部署）>

上限超えの主な要因	他律部署
①大規模災害への対処	351人
②重要な政策に関する法律の立案	1,170人
③他国又は国際機関との重要な交渉	987人
④予算・会計関係業務	1,589人
⑤人事・給与関係業務	909人
⑥国会対応業務	2,445人

国会対応業務の超過勤務縮減のために大切なこと

行政部内で業務プロセス合理化を進めることと合わせて、

- 質問通告の早期化
- 通告内容の明確化
- オンラインによる質問レクの推進、ファックスによる質問通告の改善

超過勤務の上限に関する措置（現行制度）の概要

- 職員の超過勤務の上限は、原則として1箇月45時間以下
- 他律的業務に従事する職員の上限は、原則として1箇月100時間未満
- 大規模災害への対応等（特例業務）に従事する職員に対しては、超過勤務命令の上限は適用されない



※「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。